

令和4年6月15日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
苗穂支処 会計課長 山本 哲夫

次のとおり一般競争入札（売払）を行います。

1 競争に付する事項

(1) 品名等

品 名	規 格	単 位	数 量
鉄屑	特級	k g	6,602
鉄屑	1 級	k g	126
鉄屑	2 級	k g	124
鉄屑	級外	k g	16,817.95
銅屑		k g	60
アルミ屑		k g	268
真鍮屑		k g	19
鉄切粉屑		k g	63
被覆銅線		k g	35
廃バッテリー屑		k g	168

(2) 搬出場所：陸上自衛隊苗穂分屯地

(3) 搬出期限：代金納付の日から5日以内（令和4年8月5日までに搬出）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格申請において「物品の買受け」の「C以上」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者。（資格審査結果通知書の写しを入札時までに必ず提出すること。）
- (3) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
- (4) 「入札及び契約心得」を遵守している者。
- (5) 令和4年6月15日（水）～令和4年6月30日（木）までの間に現場を確認していること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊苗穂分屯地 会計課

4 入札（現場）説明会の場所及び日時

実施しない。ただし、現場確認は、10(14)に示す入札担当者とは日時を調整し、令和4年6月15日（水）～令和4年6月30日（木）の間に確認すること。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊苗穂分屯地 コミュニティセンター
- (2) 日時：令和4年7月6日（水） 09時30分～（09時15分以降入室可）

6 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金

免除（但し、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）

(2) 契約保証金

免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

(1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札に関する条項に違反した入札

(3) 入札金額が訂正してある入札書、入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

(4) 電報・FAXによる入札

(5) 入札開始時刻に遅れた者による入札

(6) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 次の文面を記載していない入札書による入札。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積致します。また、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」

8 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格以上の最高額入札者を落札者とする。但し、同額の場合には抽選により決定する。

なお、入札書については、消費税込の価格を記載すること。

9 契約書の作成

落札者は、契約担当官から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内にこれを契約担当官に提出しなければならない。ただし、契約担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

10 その他

(1) 再度入札の必要が生じた場合

直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は、令和4年7月12日（火）09時30分に執行する。

(2) 郵便入札

ア 件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）をあわせて、「鉄屑ほか9件」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和4年7月5日（火）17時までに苗穂支処会計課宛に必着させること。この際、担当者に電話にて到着の確認を行うこと。

イ 再度入札の場合、令和4年7月11日（月）17時までに苗穂支処会計課宛に必着させること。

(3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

(4) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

(5) 搬出可能日は、契約締結後とする。そのため、内訳書がある場合、入札終了後速やかに契約担当官に提出すること。

(6) 代金の納付は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は契約担当官の口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。

(7) 売払品の実質重量及び状態については現物現況を優先とし、現場確認をしなかったことによって生じる不利益は入札者の負担とする。

(8) 契約業者は輸送時及び保管等に際し、紛失防止に万全を期すること。

- (9) 契約業者が契約物品を廃棄する場合には、環境保全に関する法律に基づき実施するものとし一切の責任は契約業者の責によるものとする。
- (10) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (11) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (12) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (13) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (14) 入札及び現場確認に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処 会計課（担当：林）
TEL 011-711-4251（内571）
FAX 011-711-4251
- (15) 物品に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処 補給班 竹田
TEL 011-711-4251（内521）

11 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所
 - ア 苗穂分屯地、島松駐屯地、真駒内駐屯地、丘珠駐屯地、東千歳駐屯地、札幌商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (2) 掲示期間
令和4年6月15日（水）～令和4年7月6日（水）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。